

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、『流通・サービスを通じて広く社会に貢献する』を第一の経営理念としております。この経営理念は、株主、取引先、社員及び企業活動を支える全てのステークホルダーを対象としており、その達成の為に、コーポレート・ガバナンスの整備、強化が最重要課題であると認識しております。

また、そのコーポレート・ガバナンスの整備、強化を推進していくには経営の効率性、健全性を高めるとともに、公正で透明度の高い経営体制を構築していくことが不可欠だと認識しております。

『組織として機能しなければ意味が無く、組織を有効にいかすには取締役の姿勢、モラル及び資質が重要である』と認識した上で、取締役会及び執行役員会主導のもと、グループ企業全体の収益力、企業価値の向上、強固な事業基盤の構築を目指して諸施策を講じております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三神興業株式会社	1,584,616	7.27
いすゞ自動車株式会社	1,451,077	6.66
日野自動車株式会社	1,270,838	5.83
NOK株式会社	619,000	2.84
株式会社りそな銀行	554,000	2.54
三原不動産株式会社	530,000	2.43
日本シイエムケイ株式会社	512,100	2.35
佐藤商事取引先持株会	507,536	2.33
JFEスチール株式会社	500,000	2.29
山陽特殊製鋼株式会社	499,282	2.29

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
斎藤 脩	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
斎藤 脩	○	—	(独立役員指定理由) 斎藤 脩氏は弊社の仕入先であるJFEホールディングス株式会社出身であります。平成20年6月同社を退社しております。 斎藤脩氏はJFEホールディングス株式会社を退社して7年が経過しており同社の意向に影響される立場にありません。 当社の同社からの仕入割合は2割弱で依存度が突出していないこと、及び同社の当社に対する持株比率が2.3%であることから、同社の当社に対する影響は希薄であると考えます。従って、同氏と一般株主との間に利益相反のおそれがないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人には、有限責任 監査法人を選任しており、監査役は適宜監査の状況について報告を受け、相互に情報交換を行うとともに会計監査人の独立性について監視しております。

内部監査部門である監査部は、監査役に対し監査結果を全て報告する体制になっております。必要に応じて監査役と監査部とは相互に情報交換等を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
饗庭 典宏	他の会社の出身者										△			
原 嘉男	他の会社の出身者										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
饗庭 典宏	○	—	経営体制及び監査機能強化のため (独立役員指定理由) 饗庭典宏氏は当社の取引銀行である株式会社りそな銀行出身であります。平成20年6月同社を退社しております。 饗庭典宏氏は株式会社りそな銀行を退社して7年が経過しており同行の意向に影響される立場にありません。 当社は複数の金融機関と取引をしており、同行に対する借入依存度が突出していないこと、および同行の当社に対する持株比率が2.5%であることから、同行の当社に対する影響度は希薄であると考えます。従って、同氏と一般株主との間に利益相反のおそれがないと判断しております。
原 嘉男	○	—	経営体制及び監査機能強化のため (独立役員指定理由) 原 嘉男氏は弊社の取引先である株式会社TBK出身であります。平成25年7月同社を退

社しております。
原 嘉男氏は株式会社TBKを退社して約2年が経過しており同社の意向に影響される立場にありません。当社の同社への売上割合は0.1%弱で依存度が突出していないこと、および同社は当社株式を保有していないことから、同社の当社に対する影響は希薄であると考えます。従って、同氏と一般株主との間に利益相反のおそれがないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 **更新** 3 名

その他独立役員に関する事項

当社は平成27年6月に経営体制および監査機能強化のため、社外取締役である斎藤脩氏、社外監査役である饗庭典宏氏及び原嘉男氏を独立役員に選任いたしました。
また、平成23年6月には法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役の補欠監査役として、坂尾栄治氏を選任いたしました。坂尾栄治氏は公認会計士として企業財務法務知識に精通しており、企業経営の統治に充分な見識を有しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 **更新** ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への貢献意欲を一層高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者 **更新** 社内取締役、社外取締役

該当項目に関する補足説明

上記取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況に記載のとおりであります。

【取締役報酬関係】

〈個別の取締役報酬〉の開示状況 **更新** 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

当事業年度における当社の取締役および監査役に対する役員報酬は以下のとおりです。
取締役を支払った報酬 247百万円 監査役を支払った報酬 36百万円（うち社外監査役21百万円）（平成27年3月期）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新** あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬の決定に際しては、取締役が業績向上意欲をより高めるべく、業績、職務内容、貢献度等により判断される変動部分と、取締役の地位により判断される固定部分を総合的に判断し、決定しております。

なお、取締役の報酬限度額は、平成24年6月27日開催の第89期定時株主総会において年額360百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

また、業務執行から独立した立場にある監査役の個々の報酬につきましては、監査役の協議によって定めております。

監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第84期定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

内部監査部門として監査部を設置しており、社外監査役を補佐する体制になっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） **更新**

・取締役会は、原則として月1回開催される機関であり、経営上の重要事項の決定と職務執行の監督を行っており、社外監査役の客観的、専門的な視点を通して、適切な意思決定・経営監督の実現を図っております。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、機動的な経営の実現を目指し

ます。

・監査役会は、3名で構成され、そのうち2名は社外監査役であり、客観的立場から取締役の職務執行を監視する機関であります。

・執行役員会は、執行役員が会社の重要な業務執行案件を協議または決議し、且つ、取締役会への報告を行い、会社の円滑な業務運営と発展に資することを目的とする機関であります。なお、オブザーバーとして監査役が出席し、議案の審議等につき必要な発言を適宜行っております。

・統括部長会議は、取締役、執行役員・統括部長及び監査役が出席し、営業面において重要と思われる事項について協議を行う機関であります。

・与信投資委員会は、取締役、経営管理部・審査部を主として構成され、金額の多寡に比例する取引・投資リスクの評価が必要な案件について、様々な角度から検討を行う機関であります。なお、オブザーバーとして監査役及び審査部も参加、監視しております。

・内部監査については、監査部(6名)が監査計画に基づき内部監査を実施しております。また、対象拠点の往査と平行し、各種帳票のモニタリングを定期的に実施することにより、リスクの早期検出に努めております。また、これらの結果については、監査報告会を開催し、取締役、執行役員及び監査役に対し詳細な報告を行い、かつ、取締役会及び監査役へ定期的に報告しております。

・監査役監査については、常勤監査役が中心となり実施しております。監査役は随時内部監査に立会い、内部監査状況を監視しております。また必要に応じて、支店や子会社に出向いて、業務及び財産の状況を調査しております。

・会計監査人については、有限責任 あずさ監査法人を選任しております。会計監査人は監査計画、監査結果報告会の他、適宜監査役、監査部との情報交換を行い連携しております。

業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 齊藤 文男 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 川村 敦 有限責任 あずさ監査法人

当社の会計監査業務は、上記の2名を含む公認会計士等によって行われております。

当事業年度において当社の会計監査業務に係った補助者は、公認会計士5名、その他14名であります。

また、当事業年度における会計監査人の報酬等の額は47百万円であります。(平成27年3月期)

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、経営の意思決定機能と、執行役員・統括部長による業務執行を管理監督する機能をもつ取締役会に対し、監査役3名中の2名を社外監査役とすることと社外取締役1名を設置することで、経営への監視機能を強化しております。

コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視機能が重要と考えております。1名の社外取締役と2名の社外監査役より経営全般に関する意見、指摘をいただくことにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っていると考えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会に出席される株主の方に、当社の理解を深めて頂くために、事業の概況をビジュアル化しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	IR資料(事業報告、決算短信、有価証券報告書など)をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	平成21年10月に総務部広報課を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境方針を制定し、環境ISO14001の認証取得に向けた活動を推進しており、平成22年3月に本社の認証を取得し、さらに平成23年3月に全事業所の認証を取得いたしました。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 重要

会社法の施行に伴い、平成18年5月25日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を決議し、その後も漸次内容の見直しを行っております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、「取締役会規定」に基づき、原則として月1回開催し、法令、定款ならびに「取締役会付議基準」に定める付議事項を議決するほか、取締役及び執行役員が行う職務執行状況の報告を監督して業務の適正を確保しております。
- (2) 監査役は、取締役会に出席し、取締役及び執行役員の職務執行の法令及び定款への適合性やコンプライアンス等を監視し、必要に応じ意見を述べております。
- (3) 監査役は、「監査役監査規定」に基づき、定期的または必要に応じて、取締役及び執行役員の職務の執行を監査しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会議事録、稟請決裁書等、取締役の職務執行に係る重要文書は、「書類保存規則」に基づき、保存・管理し、取締役及び執行役員の職務執行に係る内容が常に把握できる体制を整備しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理に関する基本規定」を定め、当社の活動に関連するリスク認識を全社に周知して、リスクの予防、把握と報告、管理の体制を整備しております。万一リスクが発生した場合は、所管部署においてリスクの拡大を防止し、これを最小限に止める対策を講じるとともに、それらの経験から得られた再発防止策を全社で共有しております。
- (2) 「与信投資委員会」を設置し、一定金額を超える取引、投資案件等については、様々な角度からリスク評価を行い、適切に対応する体制を整備しております。なお「与信投資委員会」には、オブザーバーとして監査役及び内部監査部門も参加、監視しております。
- (3) 「安全衛生委員会」を設置し、災害・事故防止に関する啓蒙活動を行って、災害・事故の予防を図っております。
- (4) 内部監査部門は、定期的及び必要に応じて各事業部門・関連会社のリスク管理状況の監査を行っております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、「取締役会規定」・「組織および職務分掌・職務権限規定」を定め、その責任と権限を明確にするとともに取締役会の迅速な意思決定機能と機動的な業務執行及び監督機能の強化を図るため、執行役員制度を採用し、取締役の職務執行の効率化を図っております。
- (2) 取締役は、原則として取締役会を月1回開催し、取締役会付議事項の決議や職務執行状況の報告を行っております。取締役会決議事項については、「取締役会付議基準」を定めております。
- (3) 取締役は、経営課題やその他重要事項を、「執行役員会」「統括部長会議」「与信投資委員会」「コンプライアンス委員会」「安全衛生委員会」「監査報告会」の各種会議体において協議を行い、情報共有を行っております。
- (4) 取締役は、必要に応じて、弁護士・税理士等の意見を参考に職務の執行を行っております。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 経営理念や行動方針、ルール・マナーを定めた〔社員行動基準〕冊子を使用人に配布するとともにコンプライアンス・マニュアルを策定し、コンプライアンス意識の徹底を図る一方、定期的な階層別研修や e-Learning研修でコンプライアンスの重要性の周知徹底を図っております。また、「コンプライアンス委員会」を開催して、法令違反の防止、早期発見・対応に努めております。
- (2) 「組織および職務分掌・職務権限規定」に基づき、使用人の業務遂行上の基準を明確にしております。また、使用人は社内規定に基づき、業務の遂行にあたるものとし、重大な違反があった場合は、取締役会で協議し、必要に応じ適切に対処しております。
- (3) 「内部監査規定」に基づき、内部監査部門は、定期的又は必要に応じて、法令ならびに会社の社則及び示達の遵守状況、所管業務の運営及び管理状況の監査を行っております。また「監査報告会」において、監査結果等について、取締役及び監査役へ定期的に報告を行っております。
- (4) 企業の健全性を確保するため、通報者に対して不利益な扱いを行わないことを定めた「内部通報規定」を制定・運用し、監査部を通報窓口として、コンプライアンスの実効性を確保しております。

6. 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社に関する「関係会社管理規定」を定め、子会社の所管部門の統括の下、管理及び経営指導を行っております。また、子会社は、期初に経営目標・年度予算・月次計画を策定し、月次損益計画と実績の差異原因や計画進捗及び職務遂行状況について、毎月親会社へ報告しております。
- (2) 子会社の取締役は、必要に応じ当社より選任し、当該子会社の職務執行を監督して、職務の適正を確保しております。
- (3) 内部監査部門は、定期的又は必要に応じて「内部監査規定」に準じた子会社の監査を行い、監査部長は監査結果に基づき、必要に応じて、指導又は勧告を行っております。また「監査報告会」において、親会社の取締役及び監査役に監査結果等の報告を行っております。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役会からの要請がある場合には、補助すべき使用人を置くこととしております。
- (2) 補助すべき使用人を置いた場合は、その使用人の人事・評価等については、取締役と監査役との協議を要することとしております。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 「監査役への報告に関する規定」を定め、取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項を明確にするほか、「監査役閲覧文書一覧」を定めております。
- (2) 監査役会は、必要に応じ、取締役・会計監査人もしくは使用人に業務の報告を求めることができます。
- (3) 内部監査部門は、実施した内部監査結果を監査役に報告する他、各事業年度の内部監査計画、内部監査結果等について、監査役へ報告及び協議をしております。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会・執行役員会・統括部長会議・与信投資委員会等重要な会議に出席し、業務の執行状況及び審議状況を直接把握できる体制としております。また、監査役は、必要に応じて内部監査部門等に業務の協力を求めることができます。
- (2) 取締役と監査役は随時面談を実施し、会社に対処すべき課題、監査役監査の整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、一切関係を絶ち、不当な請求等には毅然とした態度で対応いたします。

その整備状況としては「コンプライアンス委員会」を設置し、社内規程では「法令等遵守に関する基本規程」を策定し、その目的に法令・定款の遵守のみでなく、その前提となる社会規範や企業倫理を含む旨を規定し、社内に周知徹底しております。また、総務部を反社会的勢力に向けた対

応窓口とし、「不当要求対応マニュアル」を整備しております。

また、これらの問題が発生した時は関係行政機関や顧問弁護士に連絡をとり速やかに対処いたします。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

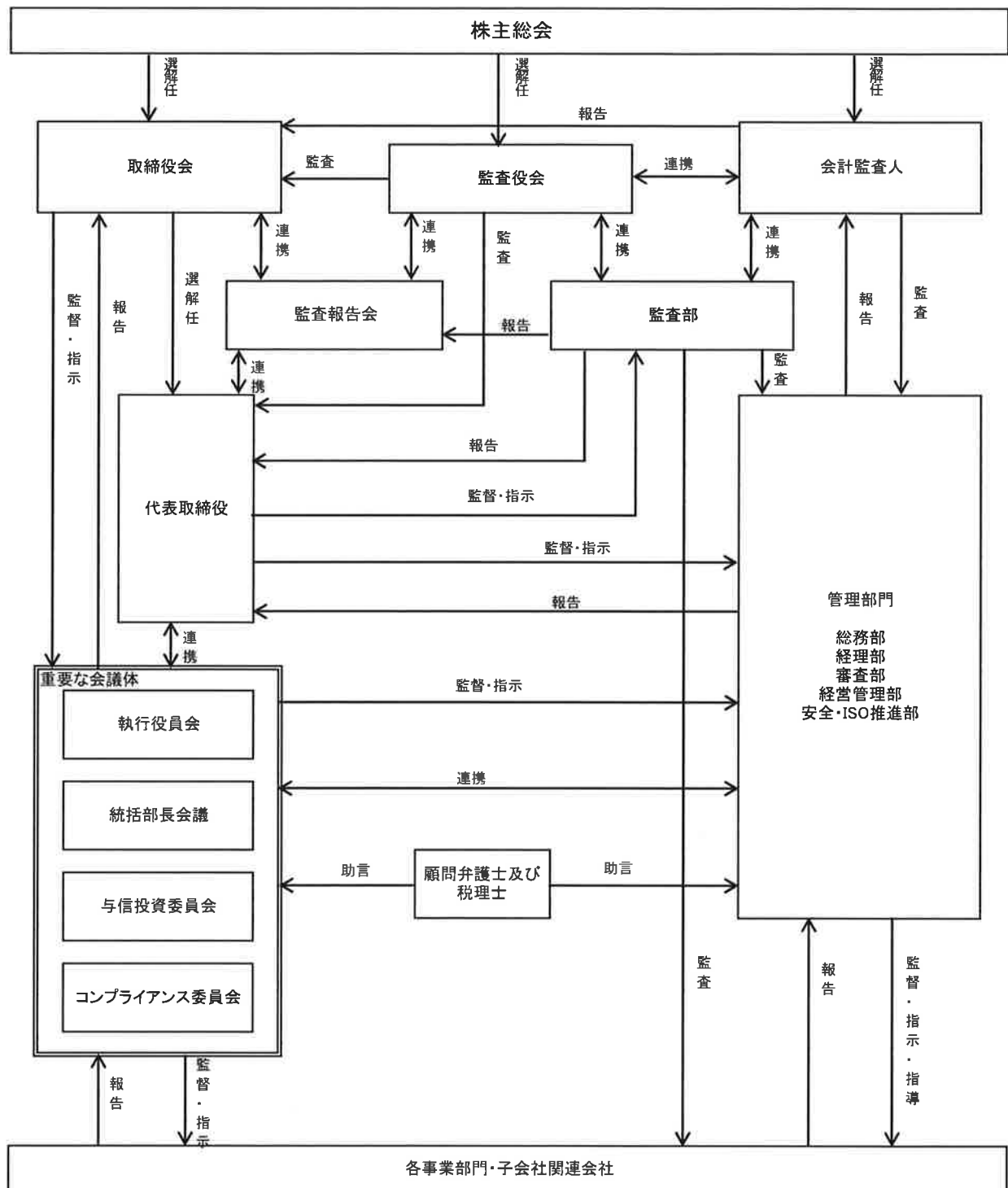
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

買収防衛策につきましては、今後必要に応じて検討致します。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【適時開示体制の模式図】

